

The Kasukabe Chamber of Commerce & Industry

春日部商工会議所

会報

CCI

NETWORK
2024 March
vol.336

3

東武鉄道株式会社への要望活動を実施



会報誌 CCI NETWORK の「**配送が終了**」
詳しくは最終ページをご覧ください。

東武鉄道株式会社への

要望活動を実施

早川会頭が副会長を務める春日部駅付近連続立体交差事業促進期成同盟会（会長＝岩谷一弘市長）は、2月7日、東武鉄道株式会社本社を訪れ、春日部駅付近連続立体交差事業の早期完成と本事業と一体となった中心市街地のまちづくりに対する支援を要旨とする要望書を同社鉄道本部署、戦略部、家村道人部長に手渡した。



《表紙について》

河津桜

公園橋のすぐ近くにも河津桜があるのを皆さんご存知でしたか？

近くのベンチに腰掛け、ゆっくり眺めることができる穴場です。

河津桜の名前は、1974年に原木が静岡県河津町にあると分かったことから命名されたそうで、それまではただの“早咲きの桜”だったそうですよ。

CONTENTS

2 CCIレポート

東武鉄道株式会社への要望活動を実施

3 CCIレポート

「第8回かすかべビジネスプランコンテスト表彰式」開催！

「女性会レポート」新春講演会と新年会を開催

4 CCIレポート

「青年部レポート」ヤングリーダー研修会春日部大会開催

5 お知らせ

令和5年分確定申告 納期限のお知らせ
珠算連盟からのお知らせ

6 事業所訪問

「株式会社結（むすぶ薬局）」

7 法律相談コラム

「遺留分」について、確認しましょう
個別専門相談

8 会報誌がメールマガジンへ移行します

「第8回かすかべビジネスプランコンテスト表彰式」開催！

1月23日、東部地域振興ふれあい拠点施設ホールにて、第8回かすかべビジネスプランコンテストの表彰式が開催され、各受賞者によるプレゼンテーションが行われました。

このコンテストは、春日部市の地域資源の活用や地域課題の解決が期待でき、広く波及効果が見込め、地域の活性化に寄与できる「ビジネスプラン」と「ビジネスアイデア」を募集したものです。



受賞者のご紹介

〈敬称略〉

【ビジネスプラン部門】

〈最優秀賞〉

お母さんがいる憩いの“えんがわ” Mater's Cafe
田中知子

〈優秀賞〉

体も頭も元気になるパソコン教室
梅田隆弘

【ビジネスアイデア部門】

〈グッド・アイデア賞〉

春日部市産米粉を使ったスイーツの移動型販売の経営
グループ名：県立杉戸農業高等学校 春日部市をもりあげ隊 代表：日向彬人

〈ふれあいキューブ賞〉

春(かす)タムうどん～体験型施設で、春日部産米粉を美味しく食べよう～
グループ名：埼玉県立大学作業療法学科「アタッシュケーしゅ」(南雲ゼミ) 代表：坂本陽菜

〈春日部商工会議所賞〉

Travel Kasukabe, The Land of Shinchan
グループ名：共栄大学 田中ゼミ 代表：Shrestha Suraj



女性会
レポート

新春講演会と新年会を開催



春日部商工会議所女性会では2月5日に新春講演会と新年会を商工会議所会議室において行いました。

新春講演会では、講師にキユーピー株式会社広報・グループコミュニケーション室の前田淳さんを講師に招き「楽しく食べて健康に」をテーマに講演を頂きました。

また、4年振りに行われた新年会では、岩谷春日部市長など多くの来賓をお招きし、今年加入した新入会員2名を含め22名の会員が参加、盛大に開催することができました。



ヤングリーダー研修会 春日部大会開催



2月10日、「埼玉県商工会議所 青年部連合会（埼玉県連）ヤングリーダー研修会春日部大会」が春日部市民文化会館において、県内15単会から400名を超える青年部員が一堂に会し、開催されました。

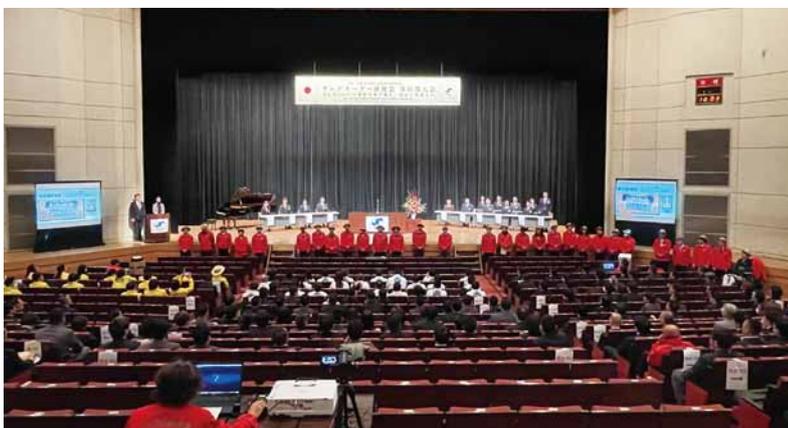
埼玉県連の2大事業でもあるこの大会は、記念式典から始まり基調講演、分科会、懇親会で終

わるスケジュールで構成され、今回は輪番で春日部商工会議所青年部が主管となり企画しました。

「Re: Boost」変化を乗り越え、成長と革新を」という大会テーマのもと、関伸治氏（株式会社セキ薬品代表取締役会長）を講師に招き「Re: Start」創業50年の歴史と豊かな地域社会、そして住民の笑顔のために」をテーマに基調講演が行われました。

その後の分科会では、「Re: Evolution」人とのつながりで進化し続けるビジネス」として、青年部OBの井上浩伸氏（有限会社テクニクス代表取締役）をはじめとした春日部市にゆかりのある講師を招き、5つのテーマ毎に各々が研修に参加しました。

また、春日部の良さを知ってもらうと、麦わら帽子や大風などの地場産品や市内事業者の販売ブースが設けられ、懇親会では市内飲食店のグルメコーナーが展示されました。サプライズゲストとして青年部OBの岩谷市長が懇親会に駆け付けるなど大きく盛り上がり、本大会は無事終了しました。



**攻める営業ツール
Eメールマガジン
制作します!**

株式会社ぷらすエム
春日部市粕壁一丁目7番7号
電話 048-752-4606
メール info@ad-plusm.com

PRINT COMMUNICATION

デザインから印刷までトータルプランニング
華陽印刷株式会社

〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸 1-18-2
TEL 048-752-6095 FAX 048-752-5329
Email : postmaster@kayoprinting.co.jp

印刷のことなら…
華陽印刷

**納税は
期限内に!**

令和5年分確定申告

申告所得税、消費税・地方消費税(個人事業者)

	納期限(現金納付の場合)	振替日(振替納税の場合)
申告所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)

振替納税は(口座振替)は便利で安全な納税法です。是非ご利用ください。

※納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

※振替納税をご利用の方は事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

税務署へのご来場を検討されている方へ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場は、令和6年3月15日(金)までの開設です。(土・日・祝日を除きます。)

スマホをお持ちの方は、確定申告会場にて、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただけます。

混雑緩和のため、確定申告会場等への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布または、昨年

に引き続き国税庁LINEアカウントでのオンライン発行が可能です。

また、ご自宅からスマホ・パソコンで申告できるe-Taxの利用率に関しましては、令和4年度、所得税申告の全体の3分の2を占めています。税務署や金融機関に赴くことなく、24時間いつでも自宅から申告でき、還付までの日数も紙に比べて短いので、是非ご利用ください。

【お問合せ】春日部税務署 代表TEL.048-733-2111

春日部珠算連盟 加盟教室

計算能力養成センター	越谷市恩間76-5 ☎048-976-9921
白石珠算塾	春日部市八丁目34 ☎048-752-5093
広瀬学院	春日部市上蛭田77 ☎080-5385-4523
遠藤珠算塾	杉戸町堤根3005-2 ☎0480-35-0166
加瀬珠算教室	春日部市備後東6-12-47 ☎048-736-0290
しま暗算そろばん教室	春日部市栄町1-80(栄町教室) 春日部市大沼2-62-19(大沼教室) ☎048-637-6240

でお問合せ下さい。

そろばんの学習にご興味がおありでしたらお気軽に事務局・各教室までお問い合わせ下さい。

れております。

そろばんは集中力や記憶力を高める効果があります。科学的にも立証されたことにより、近年再び注目されております。

段者を輩出しております。

春日部珠算連盟は、春日部市内を中心とした周辺地域の珠算教室の講師6名からなる組織です。創設以来、商工会議所の珠算検定事業への協力や、競技大会等を開催し珠算教育の普及促進に努めてまいりました。加盟の各教室では先生方の熱心な指導により、数多くの上位級合格者や有

珠算連盟からのお知らせ

いろいろあります
貸店舗 & 事務所等
アパート & マンション

買物便利なララガーデン近くに多数の物件あり!!

御相談は親切安心!! 地元創業50年。所有ビル42棟・管理建物78棟

知事免許(14)第6129号 春日部市中央1丁目55-19

アオイ土地建物

☎048-735-6551

https://www.zennichi.net/m/aoitoti/#pg_top

ララ南口前



建物解体工事・外構工事・樹木伐採

株式会社山中商店

〒345-0024

埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4362

TEL 0480-53-7955

FAX 0480-53-6988



「地域の心のよりどころでありたい」 暮らしを総合的にサポートする薬局目指す

2020年7月に開局した調剤薬局「むすぶ薬局」。
薬剤師の森田元さんと妻の美咲さんが運営する。



株式会社 結 むすぶ

代表取締役社長 森田 元
春日部市中央1丁目8-9
TEL.048-720-8206
〈営業時間〉9:00~19:00
(水曜 9:30~17:30/土曜 9:00~17:00)



処方箋に基づいて調剤するほか、担当する介護施設で医師の処方箋に助言をすることや、個人宅へ配薬もする。元さんが薬剤師として薬局に勤務していた時、薬剤師の数が少なく、思うように患者に対応することができずに葛藤。「もっと患者に寄り添いたい」という強い思いから独立開業に踏み切った。開局の場所は、元さん

が春日部高校出身であることや、妻の美咲さんが薬剤師として新人の頃に市内で勤務していたことがあるなど、縁がある春日部を選んだ。

薬局では、5分程度の待ち時間で薬を提供できるように、複数の業務を同時進行したり、薬剤師の人数を増やしたりするなど、待ち時間を極力減らすことに力を入れている。また、薬を渡すだけではなく、患者の背景を意識して薬の説明や助言をしているという。元さんは「例えば、患者さんが一人暮らしなのか、家族がいるのかなどにより、確認することや伝える内容も変わる。一人暮らしの高齢者だったら、忘れずにきちんと薬を飲んでいるのか、食事がとれているのか確認することもある」と話す。元さんが理想とする薬局の

在り方は、「昔の薬局」だという。「昔の薬局は、地域のよろず屋のような存在で、気軽にいろいろ相談することができたと思う。今は処方箋を持っていない人が来ることは少ないが、何でも相談できるような心のよりどころとなる存在でありたい」と元さん。

今後は、適切な栄養管理を提案することができるNST (Nutrition Support Team) 専門療養士という資格を保有する従業員がいることから、薬のみならず、食事のアドバイスも行い、患者の暮らしを総合的にサポートしていく。元さんは「暮らしをサポートすることで、地域貢献していきたい。また、今後は若い力が絶対必要となるので、若い薬剤師の育成にももっと力を入れていく」と話す。

「遺留分」について、
確認しましょう

質問 先日、父が亡くなり
ました。相続人は私(長女)
と2人の兄なのですが、「全
ての遺産を長男に相続させ
る」という遺言があります。

このままでは遺産を取得で
きませんが、「遺留分」を取
得することができると聞き
ました。この後、どうすれ
ばよいでしょうか。

の遺留分です(民法104
2条)。これに、遺留分権利
者個人の法定相続分割を
掛けたものが、個人の遺留
分となります。

ご質問のケースは②に当
たるので、「父の遺産全体×
1/2×1/3(法定相続
分)」すなわち遺産の6分の
1が遺留分となります。

回答 遺留分については、
それなりに世間に知れてい
るところですが、最低限押
さえないポイントを確認し
ておきましょう。

(1)まず、請求権者の範囲で
す。被相続人の配偶者、子
(被相続人より先に死亡し
ていた場合は、孫)、直系尊
属です。兄弟姉妹は含まれ
ません(民法1042条)。

(2)次に、遺留分の割合です
が、①直系尊属のみが相続
人であるケース(減多にあり
ませんが…)は、相続財産の
3分の1が全体の遺留分

であり、②それ以外のケースは、
相続財産の2分の1が全体

長男に対し1000万円を
支払うよう請求できるとい
うことであり、不動産を引
渡せという請求権ではあり
ません。

もつとも、遺留分に関し
て、不動産等の現物財産を
引渡すことで解決する旨を
当事者間で合意することは
可能です。

(4)最後に、これが一番大事
ですが、遺留分は、待ってい
れば取得できるものではな

く、期限内に、権利行使し
なければなりません。請求
できる期限は、相続開始及
び遺留分を侵害する贈与又
は遺贈があったことを知っ
てから1年以内です(民法
1048条)。

ご質問者の場合、遺言で
遺産を相続した長男に対し、
内容証明郵便等の証拠に残
る形で「遺留分侵害額に相
当する金銭を支払ってください
」と請求しましょう。な
さい」と請求しましょう。な

お、最初に請求する段階で
は、金額の算定が困難な場
合が多いので、具体的な金
額を示す必要はありません。



おわりに

商工会議所報が4月から
メールマガジンとなる関係で、

本号をもって、法律相談コー
ラムは終了することになりま
した。これまでの連載が、皆
様にとって何らかのお役に
立てたのであれば幸いです。
長らくご愛読いただき、誠
にありがとうございます。

著者：春日部法律事務所弁護士 渡邊 健二 ホームページ www.kasukabe-law.jp

無料相談

頼れる専門家による個別専門相談!

金融相談	商工会議所相談室	労務・年金相談	商工会議所相談室または相談員事務所
3月 4日(月) 3月18日(月) 日本政策金融公庫融資担当者	事業資金を受けるための手続きや新規開業に関する事／教育ローンに関する事	随時 社会保険労務士	退職金問題・就業規則の作成、労災・雇用保険に関する事／公的年金制度の仕組みに関する事
法律相談	商工会議所相談室	司法書士相談	商工会議所相談室または相談員事務所
3月 7日(木) 3月21日(木) 弁護士	経営・法律に関する事／不動産の購入・売却・名義・金銭貸借に関する事	随時 司法書士	不動産の登記について／会社の登記について／少額訴訟の手続きについて／日常の法律について
経営相談	商工会議所相談室	特許・商標・発明相談	商工会議所相談室または相談員事務所
毎週木曜日 3月28日(木) 中小企業診断士	決算書に基づく財務分析や事業計画の作成について具体的な提言をおこないます	随時 弁理士	特許権・実用新案・意匠権・商標の申請、登録に関する具体的な手続きや紛争の解決について
税務相談	商工会議所相談室	日程の記載のない相談は受付が随時となっております。専門家と相談日時を調整し、商工会議所相談室または相談担当者の事務所まで相談を行います。予約は相談日の3日前(経営相談のみ1週間前)までをお願いいたします。秘密は厳守いたします。	
4月 9日(火) 税理士	相続・贈与税に関する事／帳簿のつけ方、節税対策・決算書・申告書の書き方に関する事		

【お問合せ】春日部商工会議所 中小企業相談所 TEL.048-763-1122

会報誌がメールマガジンへ移行します

当会報誌、「かすかべCCI NETWORK」は、昭和52年8月に「春日部市商工会報」として創刊以来、今日まで46年間発行してまいりました。この間、私たちの生活とメディア媒体は大きく変わってきました。また、昨今の環境問題や、ペーパーレス化、配送費の高騰を受け、今後はメールマガジンでの発行を主とすることにいたしました。

皆様のお手元に紙でお届けをするのは、今回が最後となります。

本誌をご愛読いただいていた会員の皆様をはじめ、本誌を通じて出会った方々に、これまでのご愛顧とご支援を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

今後は、メールマガジンならびに下記SNSを通じ、タイムリーかつ有益な情報を発信してまいります。

ご不明点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。

メールマガジンのご登録は



X (旧Twitter) は
こちら

Xのアカウント登録がなくても
ご覧いただけます。



facebookは
こちら

facebookのアカウント登録が
ないとご覧いただけません。



【お問合せ】 春日部商工会議所 総務課 TEL.048-763-1122